

## 令和6年度 総合評価方式（特別簡易型）の落札者決定基準のひな形について

総合評価方式（特別簡易型）で行う一般競争入札について、令和6年度における落札者決定基準のひな形を作成しましたのでお知らせします。

### 令和6年度の改正点

評価内容等を次のとおり見直しました。（別紙参照）

[改正点]

#### 3. 地域の精通性及び地域貢献の実績

##### (5) 呉市発注で過去5年間の「災害復旧工事」の受注実績【見直し】

令和5年度を終期として平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事の受注実績に応じた評価項目の配点を最大4.0点としていましたが、令和6年度から評価項目の内容・配点を見直しました。

##### 【見直し前】

- ・呉市が発注した工事（土木工事に限る。）で、過去3年間に平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事の受注実績がある場合  
《配点》 最大4.0点

##### 【見直し後】

- ・呉市が発注した工事（土木工事に限る。）で、過去5年間に当初契約を締結した災害復旧工事の受注実績がある場合  
《配点》 受注件数を問わず1.0点



総合評価方式（特別簡易型）落札者決定基準

価格以外の評価点	2 配置予定技術者の能力	(3) 配置予定技術者の過去15年間の公共工事における同種・類似工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての施工経験の有無	①同種工事の施工経験あり	1.0	/1.0	
			②類似工事の施工経験あり	0.5		
			③経験なし	0.0		
		(4) (3)における施工経験工事の従事役職	①監理技術者又は主任技術者	1.0	/1.0	
			②現場代理人	0.5		
			③上記①又は②以外	0.0		
		(5) 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組状況	①(土木)取得単位が20単位以上(営繕)取得単位が12時間以上	1.0	/1.0	
			②(土木)取得単位が10単位以上20単位未満(営繕)取得単位が6時間以上12時間未満	0.5		
			③(土木)取得単位が10単位未満,又は単位なし(営繕)取得単位が6時間未満,又は単位なし	0.0		
	小計				/5.0	
	3 地域の精通性及び地域貢献の実績	(1) 工事地域(災害復旧工事の地域割単位)における本店の有無	①工事地域内(〇〇, 〇〇地区)に本店あり	3.0	/3.0	
			②市内に本店あり	1.0		
			③市内に本店なし	0.0		
		(2) 前年度の地域環境維持向上活動の実績の有無(呉市内での広島県アダプト活動認定団体, 呉市のふれあいロード・ふれあいリバー推進団体又はふれあい花壇協定団体)	①認定又は協定を締結し, 活動実績あり	1.0	/1.0	
			②活動実績なし	0.0		
(3) 呉市消防団活動の有無(公告日現在)		①正規雇用者の中に消防団員の在職あり	0.5	/0.5		
		②消防団員の在職なし	0.0			
(4) 呉市建設業危機管理対策協議会会員登録の有無(公告日現在)		①登録あり	0.5	/0.5		
		②登録なし	0.0			
(5) 呉市発注で過去5年間の「災害復旧工事」の受注実績(※土木工事のみの評価内容)		①受注実績あり	1.0	/1.0		
		②受注実績なし	0.0			
小計				/6.0		
4 指名停止措置の状況	(1) 過去1年間における指名停止措置の有無	①該当あり	(-1.0)	/(0.0)		
		②該当なし	0.0			
小計				/(0.0)		
合計				/20.5		
標準点(基礎点)	100点					
加算点	(価格以外の評価点の合計を20点換算)					
技術評価点	標準点(基礎点) + 加算点					
評価値	(技術評価点 / 入札価格) × 1,000,000					



総合評価方式（特別簡易型）落札者決定基準

2 (5)	様式 特第3号	<p>(土木)・継続教育(CPD)の単位を取得している者は、令和5年度(4月1日～翌3月31日)において建設系CPD協議会加盟の団体が取得単位を証明する証明書の写しを添付すること。                  (営繕)・継続教育(CPD)の単位を取得している者は、令和5年度(4月1日～翌3月31日)において建築CPD運営会議を構成する団体が認定時間数を証明する証明書の写しを添付すること。</p>
3 (1)	様式 特第4号	<p>・災害復旧工事の地域別限定発注に係る地域割(以下「地域割」という。)をもとに、工事地域内の本店(主たる営業所)の有無を判定する。                  地域割は次のとおり                  1. 中央地区, 宮原地区, 警固屋地区, 天応地区, 吉浦地区, 昭和地区                  2. 阿賀地区, 広地区, 仁方地区, 郷原地区                  3. 川尻地区, 安浦地区                  4. 音戸地区, 倉橋地区                  5. 下蒲刈地区, 蒲刈地区, 豊浜地区, 豊地区</p>
3 (2)		<p>・呉市内における広島県アダプト活動(マイロード又はラブリバー)については、活動実績報告書(呉市土木総務課又は県建設事務所・支所の受付印があるもの)の写しを提出すること。                  ・呉市のふれあいロード・ふれあいリバー推進団体又はふれあい花壇協定団体については、活動実績報告書(呉市土木総務課の受付印があるもの)の写しを提出すること。</p>
3 (3)		<p>・消防団長発行の呉市消防団員在職証明書(公告日以降発行のもの)の写し及び雇用関係を証する書面(健康保険証等)の写しを提出すること。                  ・3か月以上雇用する正規職員を対象とする。</p>
3 (4)		<p>・呉市建設業危機管理対策協議会(事務局:呉市危機管理課)発行の呉市建設業危機管理対策協議会会員証明書(公告日以降発行のもの)の写しを提出すること。</p>
3 (5)		<p>・呉市(呉市上下水道局を含む。)が発注した工事(土木工事に限る。)で、平成31年4月1日から当該公告の日までに契約締結した「災害復旧工事(災害復旧応急仮工事, 災害復旧応急本工事を含む。)」の受注実績があること(契約解除がなされたものを除く。)                  ・確認書類として、契約書の写し(公印のあるもの)、実績証明書の写しで、契約日が確認できるものを添付すること。                  ※土木工事とは、土木一式、とび・土工・コンクリート、石、舗装、しゅんせつ、塗装、水道施設及び解体の各工事をいう。</p>
4 (1)		<p>・案件の公告日から過去1年以内において、呉市から指名停止措置を受けた場合に減点する。                  なお、この「1年以内」は、指名停止の終期の日を基準とする。                  ・本項目は呉市で確認し減点する。</p>